

R9 国民健康保険税標準保険税率の推計について

（１）R 7 年度税率改定案と R 6 年度市町村標準保険税率

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づき、令和8年度までの赤字（法定外繰入金）解消、令和9年度の市町村標準保険税率適用を目標として、県と市町村が取組を進めています。

本市では、最新の令和6年度市町村標準保険税率を参考に、現行税率との乖離を解消していくことで、赤字の解消を目指しています。

○現行税率、改定案、標準保険税率

		現行 (令和6年度)	改定案 (令和7年度)	標準保険税率 (令和6年度)
① 医療分	所得割	7.25%	7.25%	7.10% 改定案との差 (▲0.15%)
	均等割	31,000円	36,300円 R6比 (+5,300円)	42,123円 (+5,823円)
② 支援金等分	所得割	2.40%	2.70% (+0.30%)	2.87% (+0.17%)
	均等割	11,200円	14,100円 (+2,900円)	16,573円 (+2,473円)
③ 介護分	所得割	2.00%	2.20% (+0.20%)	2.38% (+0.18%)
	均等割	13,600円	15,000円 (+1,400円)	16,835円 (+1,835円)
合計 (①+②+③)	所得割	11.65%	12.15% (+0.50%)	12.35% (+0.20%)
	均等割	55,800円	65,400円 (+9,600円)	75,531円 (+10,131円)

- 令和7年度課税の改定案では、令和6年度課税と比較して、所得割で0.50%、均等割で9,600円の増となっています。
- 令和7年度課税の改定案と令和6年度標準保険税率との比較では、所得割で0.20%、均等割で10,131円の不足となっています。

（２）R 9 年度市町村標準保険税率の推計

令和9年度を目標とする市町村標準保険税率適用にあたり、令和9年度の標準保険税率を推計する必要があります。埼玉県が示した推計例に基づき、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）「財政の見通し」や、令和6年度納付金算定結果を基にして、標準保険税率の推計を行いました。

○令和9年度標準保険税率の推計（令和6年度標準保険税率との比較）

標準保険税率	均等割		所得割	
	R6	R9（推計）	R6	R9（推計）
医療分	42,123 円	43,396 円	7.10%	7.63%
支援金	16,573 円	16,400 円	2.87%	2.96%
介護分	16,835 円	18,088 円	2.38%	2.75%
合計	75,531 円	77,884 円	12.35%	13.34%
差	→	+2,353 円	→	+0.99%

- 令和6年度標準保険税率に対して、3年後の令和9年度の標準保険税率は、均等割で2,353円、所得割で1%程度の増加が見込まれます。
 - 令和9年度の標準保険税率は現時点での推計値で、確定したものではありません。（令和8年11月頃に、埼玉県が仮算定を行う予定。）
- ※ 令和8年度から追加見込みである「子ども子育て支援金」については、税率等が不明であるため、推計に含めていません。

【改定のイメージ】

